

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 衛生推進者設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法第12条の2の規定により、衛生推進者の設置について定めることを目的とする。

(任命)

第2条 衛生推進者は次の各号のいずれかに該当する者の中から会長が任命する。

- (1) 3年以上衛生の実務経験を有する者
- (2) 安全衛生推進者等養成講習を修了した者
- (3) 衛生管理者免許を所持する者

(職務)

第3条 衛生推進者の職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、衛生推進者設置に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年9月15日から施行する。